

2026年6月29日 一部改正
2026年1月29日 技術委員会 審議

離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の 救命胴衣及びイマーションスーツの数

改正対象

安全設備規則検査要領

改正理由

SOLAS 条約第 III 章第 31.1.4 規則で要求されている離れた位置にある救命艇及び救命いかだに関して、積付け場所に備える設備等を明確にする統一解釈が MSC.1/Circ.1490/Rev.1 として規定されている。また、国内法においても離れた位置にある救命艇及び救命いかだの積付け場所に備える設備について要件が規定されており、本会はこれらの要件を既に安全設備規則に取入れている。

しかしながら日本籍船舶用の本会規則では、離れた位置にある救命艇及び救命いかだに備える救命胴衣及びイマーションスーツに関する要件の一部に不整合があることが確認された。

今般、関連する MSC.1/Circ.1490/Rev.1 及び国内法に基づき関連規定を改める。

改正内容

離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣及びイマーションスーツの数について、少なくとも2個備えるように要件を改める。

施行及び適用

2026年7月1日から施行

ID:DX25-15

「離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣及びイマーシヨンスーツの数」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">3 編 救命設備</p> <p style="text-align: center;">2 章 救命設備</p> <p>2.1 個人用救命設備 (SOLAS Chapter III Reg.7, Reg.32)</p> <p>2.1.2 救命胴衣 (SOLAS Chapter III Reg.7.2, Reg.32.2.2, Reg.32.2.3) -2. 規則 3 編 2.1.2-1.(2)に規定する離れた位置にある救命艇及び救命いかだの乗艇場所等に備える救命胴衣の数については、少なくとも2組備えること。これらの救命胴衣は、ロッカ室等に積付けられなければならない。</p> <p>2.1.3 イマーシヨンスーツ及び耐暴露服 (SOLAS Chapter III Reg.7.3, Reg.32.3) -3. 規則 3 編 2.1.3-2.(2)に規定するイマーシヨンスーツの数量は、少なくとも次に示す数とする。 (1) 船橋，機関制御室及びその他の当直員が配置される場所については、当直員として指定される</p>	<p style="text-align: center;">安全設備規則検査要領</p> <p style="text-align: center;">3 編 救命設備</p> <p style="text-align: center;">2 章 救命設備</p> <p>2.1 個人用救命設備 (SOLAS Chapter III Reg.7, Reg.32)</p> <p>2.1.2 救命胴衣 (SOLAS Chapter III Reg.7.2, Reg.32.2.2, Reg.32.2.3) -2. 規則 3 編 2.1.2-1.(2)に規定する離れた位置にある救命艇及び救命いかだの乗艇場所等において使用する救命胴衣は、少なくとも積付けられる救命艇又は救命いかだの定員分備えること。ただし、規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所に備える救命胴衣の数については、2.15.1-2.(1)による。これらの救命胴衣は、ロッカ室等に積付けられなければならない。</p> <p>2.1.3 イマーシヨンスーツ及び耐暴露服 (SOLAS Chapter III Reg.7.3, Reg.32.3) -3. 規則 3 編 2.1.3-2.(2)に規定するイマーシヨンスーツの数量は、少なくとも次に示す数とする。 (1) 船橋，機関制御室及びその他の当直員が配置される場所については、当直員として指定される</p>	<p>船舶救命設備規則船舶検査心得 66.2(c) MSC.1/Circ.1490/Rev.1</p>

「離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣及びイマーシヨンスーツの数」 新旧対照表

新	旧	備考
<p>人数に等しい数。</p> <p>(2) <u>規則 3 編 2.1.2-1.(2)</u>に規定する離れた位置にある救命艇及び救命いかだの乗艇場所等に備えるイマーシヨンスーツの数については、<u>少なくとも2組備えること。</u></p> <p>(3) 前(1)及び(2)に掲げる場所以外の作業場所については、継続的に配置される作業員の人数に等しい数。ここで、「継続的に」とは、当直員と同程度に配置されることをいう。</p>	<p>人数に等しい数。</p> <p>(2) <u>規則 3 編 2.15.1-4.</u>に規定する追加の救命いかだ<u>が積付けられる場所</u>については、<u>2.15.1-2.(1)</u>による。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)に掲げる場所以外の作業場所については、継続的に配置される作業員の人数に等しい数。ここで、「継続的に」とは、当直員と同程度に配置されることをいう。</p>	<p>船舶救命設備規則船舶検査心得 66-2.2(b) MSC.1/Circ.1490/Rev.1</p>
附 則		
<p>1. この改正は、2026年7月1日から施行する。</p>		